

## 令和6年度 長野市男女共同参画団体募集要項

この制度は、長野市勤労者女性会館しなのき（以下「しなのき」という。）の利用促進と事業の円滑な運営を図ることを目的として、当該条例及び規則に基づき、活動目的の一つに男女共同参画に関する事業を取り入れている市民団体に活動の場及び情報の提供を行うことを目的とする。

### 1 要件

しなのきを拠点として男女共同参画社会の実現を図ることを目的の一つとして活動をしようとする団体で、次に掲げる要件のすべてを満たす団体

- (1) 規約又は会則により、その団体の目的、組織及び運営方法が明確に定められていること。
- (2) 構成員の過半数が市内に居住し、通勤し、又は通学する者であること。
- (3) 団体活動を継続的に行っている団体又は行うことができる団体であること。
- (4) 特定の政党又は宗教を支援しないこと。
- (5) 営利を目的としない団体であること。

### 2 申請期間

令和6年3月1日（金）から随時

### 3 申請書類

- (1) 長野市男女共同参画団体登録申請書
- (2) 規約又は会則
- (3) 会員名簿（住所は番地不要、電話番号は代表者のみ）
- (4) 年間事業計画書等の活動内容を示す資料

### 4 支援内容

- (1) 勤労者女性会館しなのき施設利用料、設備利用料及び冷暖房費の免除（月3室以内）。  
なお、子供室の利用も1室とし、ホールは対象外とする。
- (2) 高速印刷機（男女共同参画センター設置）の無料利用（用紙は除く。）
- (3) 男女共同参画に関する情報提供
- (4) しなのき情報コーナーでの情報発信

### 5 男女共同参画に関する理解促進

- (1) 年2回以上、男女共同参画への理解促進に関する事業（研修を含む）を実施すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画事業に積極的に参加すること。

### 6 登録期間

登録の有効期間は、登録決定の日から令和7年3月31日までとする。

## 7 変更手続

登録内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出ること。

## 8 登録の取消し

参画団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。

- (1) 参画団体が登録の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) その他登録を不相当と認めたとき。

## 9 活動報告書の提出

登録期間終了後 20 日以内に、その期間内の団体活動報告書の提出を行うこと。

### 【申込及び問合せ】

長野市地域・市民生活部

人権・男女共同参画課 男女共同参画担当

〒380-8512 長野市役所

電話：026 (224) 5428/ファクス：026 (224) 7547

E-mail：jinken-danjo@city.nagano.lg.jp